

原著論文

子どもの権利を承認する「家庭教育」論の検討 —1900年代の堺利彦と久津見蕨村に着目して—

藤枝 充子

Opinions in the 1900s on the Education in the Family
— In the Case of SAKAI Toshihiko's and KUTSUMI Kesson's —

FUJIEDA Mitsuko

要 旨

本論文は、1900年代に著された堺利彦、久津見蕨村の家庭教育論の比較を通して、近代日本で主流となる学校教育の補完としての家庭教育論とは異なる「家庭教育」論について検討することを目的とした。

その結果、堺のそれが学校教育の補完としてではない「家庭教育」論であること、1900年代の日本においては、将来の社会の姿とそのため教育のあり方を見通したところに「家庭教育」論が成立していたこと、「家庭教育」論が示す家庭像は、<近代家族>の家庭像と重なる面もあるが、同居人や雇人を家族に含み、親戚、友人や隣人といった家庭外の社会にも開かれた場として構想されていたことが明らかになった。

キーワード

「家庭教育」論 子どもの権利 社会観 開かれた家庭 教育観

目 次

- I. はじめに
- II. 子ども観—子どもの権利の承認
- III. 国家観(社会観)・教育観
- IV. . 家庭観・家庭教育観
- V. 「家庭教育」論が示した家庭文化、生活文化
- VI. 今後の課題
- 注
- 文献

I. はじめに

本論文は、1900年代に著された堺利彦(枯川)^{注1}、久津見蕨村^{注2}の家庭教育論を、子ども観、国家観(社会観)、教育観、家庭観などの視点から分析、比較することを通して、近代日本で主流となる学校教育の補完としての家庭教育論とは異なる「家庭教育」論について検討することを目的としている。

本論文で対象としている1900年代は、近代日本の家庭教育にとって一つの画期とみなすことができる。

例えば、小山静子は、近代日本で家庭教育が社会的関心を集め議論された時期を、①日露戦争前後の1900年代、②第一次大戦の1920(大正9)年前後、③文部大臣訓令「家庭教育振興ニ関スル件」が出された1930(昭和5)年以降とし、家庭教育が社会的関心を集めた最初の時期に、日露戦争前後の1900年代を位置づけている。そして、1900年代に家庭教育が注目を集めた理由として、①学校教育に比べて、家庭で行われている教育を「遅れている」「乱れている」とみる意識の存在、②学校教育を受けた世代が親となり、旧世代の祖父母と教育のあり方を巡る対立が存在したことを指摘する。つまり、小学校就学率の上昇や近代以降に成立した学校教育を受けた人びとが増加し、将来の国家を担う国民の養成という観点から家庭の教育を捉えた時、家庭の教育は旧態依然とした改善すべきものとの問題視されたのである。そして、家庭教育と学校教育との関係は、知育と徳育という教育の領域、及び、学校教育即ち規律的共同的・家庭教育即ち子どもの個性に合わせ個別的という教育の方法の二つ面で相補的關係にある。しかし、それは教育の専門性を有する学校や教師が、「素人」である家庭や親に対して主導権を持つべきだという関係性の上に成り立つ相補性であったことが示されている¹⁾。

また、山本敏子も、①家庭は人間教育の基礎である(従って、また家庭教育は学校教育の大本でもある)としながら、それが知育・体育・徳育という学校教育の枠組みである三区分論に立って構想されていること、②殊に、家庭は徳育を受け持って知育・体育を担う学校教育を準備・補助すべきだとの補完の立場に立ち、家庭の感化力を重視していること、③しかし、この補完の現実的中身とは、学校の監督下にせめて学校教育を障害しないようにするための家庭教育の改良を目指すものであった。

従って、学校と家庭との連絡に関する諸事項を含むこと、の3点を共通認識の内容とする学校教育補完のための「家庭教育」イデオロギーが日清戦争後に定型化され、それが、1900(明治33)年頃以降、家庭読者層向けジャーナリズムの勃興により本格的に普及していくと指摘している²⁾。

このように、本論文で対象とする1900年代は、小学校就学率の上昇、高等女学校の整備・拡大など、学校教育が普及する時期である。また、新中間層が成立し増加する時期、新聞雑誌といったメディアが浸透する時期でもある。そして、それらを背景として、国民養成を目的とする学校教育の補完としての家庭教育論が成立、普及し始める時期にあたっており、家庭教育の歴史を考える上での画期となっていると言える。

しかし、1900年代を含む明治後期の家庭教育書を読んでみると、少数ではあるが、学校教育の対概念、補完としてではなく家庭の中で行われる教育的営みについて論じた、キリスト教や社会改良の立場からの家庭教育書があることもわかる。

明治期の家庭教育論の傾向を示すために、その時期に出版された家庭教育書58冊をその立場によって区分すると、①国家主義に立つ家庭教育書、②それ以外の立場からの家庭教育書に大きく区分できる³⁾。①でいう国家主義に立つ家庭教育書の特徴は、「日本乃家庭といふものは祖先崇拜、是は日本の家庭を作る一大原因に成って居る。家庭計りでない。総てのこと日本の昔のあらゆることが先祖崇拜から起って来て居る」⁴⁾、あるいは、「我国の如きは、建国以来、祖先を崇拜し、祖先に事ふるの至上よりして、家庭を齊へ、家族を教ふるの責めを自覚するに至れる、一種特別の美風を有し、祖先の祀を絶たじ、祖先を辱めじとの観念より、節義を磨き卓抜の行を為せるもの枚挙に遑あらず。(中略)日本の家庭よりして、祖先の観念を除き去らば、家庭の家庭たる所以の一要素を失ふに至るべし」⁵⁾のように、祖先崇拜を日本の家庭成立の要素としている点である。その他には、家族国家観と整合する、明治国家体制の維持と発展を目指しているという特徴を指摘できる。さらに、国家の枠内で国民の教育を考えているや子どもの能力開発は国家に益となる範囲では認め、国家の体制を超えるものについては否定するといった特徴もみられる。②のそれ以外の立場とは、キリスト教や社会改良の立場を指す。ちなみに、②の立場からの家庭教育書は、58冊中数冊であった。厳密な区分ではないため、

参考程度ではあるが、明治期の家庭教育論の傾向を知ることはできると思う。

このように、1900年代の家庭教育論の多くは国家主義的立場からのものであるが、本論文では、国家主義的立場からの著述ではない、少数派の1900年代家庭教育書で、際立って、子ども独自の価値や子どもの権利を認めている堺利彦『家庭の新風味』（内外出版協会、1901（明治34）～1902（明治35）年）と久津見蔵村『家庭教育 子供の志つけ』（前川文栄閣、1901年）を中心資料として取りあげる。両者の家庭教育論は、小林輝行の一連の家庭教育に関する史的研究の中でも、「当時であっては珍しく、子どもの権利の尊重にたった家庭教育論を未熟ながらも具体的に展開している」⁶⁾と指摘されている。

堺と久津見を取り上げる理由を自らの問題意識に引きつけて述べるならば、国民の養成が急がれ、学校教育の補完としての家庭教育論が普及していくこの時期に、子ども独自の価値や子どもを権利主体と認める家庭教育論があったことは、近代日本において多様な家庭教育論が成立し得た可能性を示すものと考えられるためである。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、子どもの育ちに学校教育が与える影響を無視することのできない現在、学校教育の補完としてではない「家庭教育」論の成立やその内容に着目することが、家庭の教育力や子どもの成長を考える一つの視点を示すことになると考えているためでもある。

II. 子ども観—子どもの権利の承認

堺利彦と久津見蔵村の共通点は、先述したように、子どもの権利を認める点にあるので、その確認から始めたい。

下の二つの引用は、堺利彦が子どもや親の役割について論じた部分である。

子は、夫婦のこしらえた者ではあるけれども、決して夫婦の私有物と思つてはならぬ。子は国家のため、社会のため、次の時代に立ち働いて、ひとかどの仕事をせねばならぬ者であるから、決して親の勝手にすることはできぬ。親はただ、子が相当の年齢に達するまで、これを養い、これを教え、独立できるように導いてやるだけのことである。^{7)、注3}

わが子はわが力をもって作ったのではない、ある不可思議の力をもって作られたのである。畢竟ある不可思議のものが、不可思議の力をもって、我々の心に入り、我々の身によって、我々の精神血肉の一部となり、我々の子として生まれて来るのである。(中略)「さずかりもの」という考えは実に至当であると思う。子に対する尊敬はここからわき出て来るのである。神に対して言えば「さずかりもの」、社会に対して言えば「あずかりもの」、決して親の私有物ではない。「あずかりもの」であるから大切にせねばならぬ、「さずかりもの」であるから尊敬せねばならぬ、私有物でないから親々の勝手にしてはならぬ。これが子に対する根本の心得である。(中略)我々の産みおとした子はいかなる場合においても限りなく尊い者で、それがいかなる職分をもって次の時代に働くかは、とうてい我々の考えのおよばぬところで、我々はただそれを尊敬し、それを大切にすることを忘れぬが肝心である。^{注4}

「あずかりもの」「さずかりもの」であって「親の私有物」ではない子どもに対する親の心得を、子どもを大切に、子どもを尊敬する、子どもを勝手にしないと、親の役割は単に「あずかりもの」「さずかりもの」である子どもが、次の時代に独立できるように養い育てるだけであるとする。特に、「子はいかなる場合においても限りなく尊い者」と、子どもがもつ普遍的価値としての人権を認め、子どものもつ可能性への強い信頼を示している点が注目される。

次に、久津見蔵村が子どもや親の役割について述べている部分を二つ紹介する。

実に／ 子供は何であるかと考へて見るが宜い。一寸考へれば唯我子と云ふに過ぎぬ。けれども能く考へて見れば、それは我々国民の相続者で、一人一家の後継ぎと云ふばかりではない。実に国家並に我々人種の後継となるべきもの、公共的の相続人に外ならぬ。して見ると子供は父母の私有的の宝ではない。天下の宝だ。それを父母兄弟が暫く預つて育て上げると云ふもので、最もそれは大切な仕事、責任ある仕事と云はねばならぬ。それを粗略に考へて唯父母兄弟の愛惜心ばかりで育てやうとするは、大間違ると云はねばならぬ。(中略)それで第一に心得べきは、子供は決して己の私有物ではなく、天下の宝で

あってそれを暫く預って居るといふべきものだとの事、それを育てるには決して其時々⁸⁾の感情の動き次第では往かぬとの事、必ず教育の原理、方則に従って、方針、順序を立て、やらねばならぬものだとの事で、それ等は子を持った最初から日夜決して忘れてはならぬものと云はねばならぬ。

親が子供を育てるのは義務、責任と云はねばならぬ。親に子供を育てる義務があれば、子供には／親に育てられる権利がある。然し其育てると云ふのは、唯養ふばかりを云ふのではない。今親達の生活して居る社会で、一人前の人間として羞しからざる体力、心力——詳しく云へば身体、意志、知識を持って居る人と同等の位置に達しさせる事なのだ。そこで養ふばかりではなく教へねばならぬ。取りも直さず親たるものは子供を教へねばならぬ義務を負ふて居る。自からも教へ、人にも教へさする責任を持って居る。これを子供の方から云へば即ち親に教へられ、社会に教へられる権利を持って居ると云ふて宜い。さうすれば子供は／教育を受くべき権利を有して、此社会に生れ出たものとの云へやう。

(中略) それから社会も亦子供に対しては、幾んど／親と同様な責任がある。子供に教育を受けさせるに足る学校を設けて、親達が義務を尽すに便利を与へねばならぬ。若し親達ばかりに任せて置て不十分な時には、自から子供を教育せねばならぬ義務がある。随て子供は社会に向ってそれを請求するの権利がある。法律、勅令で学齢を定め、六歳より十歳までは必ず其制規に従った小学校へ入れ就学せしめねばならぬと定めてあるのは詰り社会が此子供の権利を保護して親に親たるの責任、義務を尽させやうとするにある。^{注5)}

久津見も堺と同様に、子どもは親の私有物ではないとしている。そして、その理由を次の時代を担う「公共的の相続人」であることに置き、社会的存在としての子どもを指摘する。親の役割は子どもを預かり育てあげることにあるから、親にとって子どもの教育は大切な役割、仕事となる。したがって、子どもを教育するには教育の原理や法則に基づき、方針や順序を立てて行わなければならない。また、特に、子どもの教育を受ける権利と親の子どもを教育する義務について触れている点、子どもを権利

主体と明確に位置づけ、子どもが自分の教育を受ける権利や意思を主張することをも認めている点、子どもの教育に関する社会の責任に言及している点は注目される。

このように、子どもの権利を認めるという点で共通性をもつ堺と久津見であるが、その背景にある国家観や教育観は異なっている。そして、それが、家庭教育観などへの違いに繋がっていると思われるので、次に、両者の国家観・教育観について見ていきたい。

Ⅲ. 国家観(社会観)・教育観

堺の社会観、教育観の特色を彼の文章を紹介しながら考えたい。

第一、子供を教育するのは決してあとで自分らに利益を得ようためではなく、ただ将来の社会に独立させようため、将来の社会の役に立たせようためである。すなわち次の時代の働き手を作るためである。親は決して恩をかけるのではない、ただ義務を尽くすのである。第二、子供を教育するのは現在の社会のためではなく将来の社会のためであるから、しいてこの時代の思想(あるいは風俗習慣)をもって子供を律してはならぬ。次の時代の働き手を作るには、次の時代に行なわべき思想(あるいは風俗習慣)によらねばならぬ。^{注6)}

上で引用した部分では、親への孝を重視したそれまでの道德観、親子関係を否定し、子どもを社会的存在と位置づけている。そしてさらに、子どもが活躍する社会とは将来の社会であるから、将来の社会の思想や風俗習慣によって教育しなければならないと、将来を見通した上での社会観、教育観を示している。

家庭と社会との関係 (中略) そもそも人間は、前にも言ったとおり、めいめい勝手なことばかりしては、とても進歩が望まれぬので、互いにわがままを控えることとして漸々に組合を作り、ついに今日の社会となり、国家となったのであるが、まだなかなかわがままの控え方が足らぬので、それで世の中に浅ましい競争があるのである。(中略) その中にただ一つきれいな清潔な平和な愉快な、安気な、小さい組合がある。それが

すなわち家庭である。この家庭においては、夫はわが身を思うごとく妻を思い、妻はわが身を思うごとく夫を思い、親はわが身を忘れて子を思い、家族は互いにわがままを控えて人の便利を計る。実にこれ理想の交わりである。我輩の思うところによれば、将来の社会は、一国家にせよ、全世界にせよ、すべてこの家庭のごとき組合にならねばならぬと思う。社会の人がすべて夫婦、親子、家族のごとく相愛し、相譲って共同生活を営むのが、すなわち理想の社会であろう。してみれば今の家庭は理想の社会のひな形である。ひな形と言うよりは種とも芽とも言うべきで、この家庭より漸々に発育成長して、ついに全社会に及ぼすべきものである。これが今日の家庭と社会との関係である。^{注7}

それでは、彼は将来の社会をどのように考えていたのだろうか。明治民法が旧来の家族制度を引き継いでいるので、今後の家族を説明するには不十分であるとした上で、将来の社会の姿として、「今後の社会は家族を単位とせずして個人を単位とする」^{注8}社会となると述べる。さらに、上の引用にあるように、近代以降に成立する理想としてのいわゆる「家庭」を将来の社会のあるべき姿とし、それが社会に広がって行って、全社会を競争のない和楽に満ちた家庭のようにしたいと考えていた。

また、教育については、下の二つの引用にあるように、家を単位とするのではなく、個人を単位とする社会になるので、財産を子どもに遺す必要はなくなるが、その分、子どもが独立して一人で生きていける力を身につけるために、教育はしっかり受けさせる必要があると考えている。そのため、できれば男女ともに中等教育（男子は中学校、女子は高等女学校）までの教育は受けさせたいと述べる。

しかし、現実の社会では、下層社会には、小学校教育も十分にきわっていないとし、義務教育の授業料、教科書・学用品の無償化、さらに給食の無償提供をも提案する。そして、それらは社会の義務であると指摘している。

今日の法律では、小学校だけが義務教育となっているが、我らの思うところによれば、ぜひ中学校までを義務教育とせねばならぬ。(中略)我輩は前に幾度も言ったとおり、財産を子に残す必要を認めぬ者であるが、その代り、丁年に達するまでの教育と保護とをすべての人に必要とする

者である。(中略)独立のできるだけの教育を与えて、独立のできるだけの気力を養わせて、そして、社会に突きだすが、かえって安全な方法である。(中略)しかしながら、今の社会のありさまは、すべての子供に小学教育を普及させることさえできぬのであるから、とうてい中学教育を普及させることはむづかしい。(中略)親たる者は、子に対する親の義務として、次の時代に対するこの時代の義務として、なるべく子供に中学教育を施すことを努めねばならぬ。(中略)女子について言えば、今後の女子は男子とおなじく、なるべく十分の教育を受けて、なるべく多くの社会のために働かねばならぬのであるから、ぜひとも高等女学校の卒業くらいはさせねばならぬ。^{注9}

今後の社会に立つべき者は、全く文字を知らせぬは、いかにも気の毒千万の次第であるが、今日のありさまでは、多数の貧乏人はとうていその子供に義務教育を施すことはできぬ。学校はたくさんに立てられてあるけれど、はだかでも行かれず、弁当が無くても行かれず、本も無くてはならず、筆墨も無くてはならず、おまけに授業料も出さねばならず、これではとうてい教育の普及は望まれぬ。第一に授業料を廃するはむろんとして、本も貸し、筆墨も貸し、いっさい費用のかからぬようにしてやらねばならぬ。それでも着物のない者や食物に困る者はやはり出て来られぬことになるが、それはマア今一足飛びに仕方がないとして、せめて弁当だけでも食わせることにしたいものである。義務教育ということは、今日は親の義務となっているけれど、あるいは社会の義務と見た方が適当であるかも知れぬ。^{注10}

このように、堺は、現在と異なる将来の社会の姿を見据えた上で、その社会で独立し、働き手としてやっつけられる人間の育成を目指し、そのための教育の重要性を指摘している。そして、教育が重要であるからこそ、すべての子どもが小学校教育を受けられるように、小学校教育の無償性にまで言及するに至っている。

次に、久津見蕨村の国家観・教育観を確認する。久津見の国家観・教育観は、先行研究でも論じられている¹²⁻¹⁶が、下の引用からその概要を知ることができる。

国民の思想感情の一致を謀るは、行政上法律上

より為すことを得ず、教育は人の思想感情を造るものなり、故に国家は教育に依りて、国民の思想感情の一致を謀らざるべからず、是国家教育の因て起る所以なりとす、然れども、国家教育に依りて国民の思想感情を一致せしむるは、全く国家に盲従することを教ふるにありや、将唯、その国家に適當するものとなし、而して、進みては、その国家を改良進歩せしむべき勢力たらしむるにありや、甲者ならば、一もその国民の個人性を発達せしむることを要せず、単に現在する所の国家に同化せしむること、即ち国家の奴隷たらしむれば足るべし、乙者ならばその国民の個人性を発達せしめざるべからず、単に現在に盲従せずして、その現在の弊害を知り、不良を知り、国家の為に之を改革すべき所以の個人的勢力の開發を謀らざるべからず、故に個人の自由心、自覚心の養成を必要とす、甲者は専制的の国家教育なり、乙者は立憲的の国家教育なり⁹⁾

ここでは、国家教育が行われる理由と、「立憲的国家」で行われる国家教育のあり方について述べている。ここで久津見が「立憲的国家」をどのように理解しているかが問題になるが、それについては、下の引用で次のように示されている。なお、この引用は、国家体制の起源とその発展過程を、君主専制の段階から貴族専制（貴族政治的君主専制）の段階へ、さらに（民主政治）民主的君主政治の段階へという3段階に区分し、日本の現状と立憲政体について説明している文章から引用したものである。

国民の進歩と云ふは、国家を組織する各個人の発達にして、その発達は、其の自由権利の発達なることを明瞭にするを得ん。（中略）我国の如きは、既に第一、第二の時期を過ぎて、正に第三期に入れり。立憲政体と云ふは、国民は参政自治の権を許し、その自由権利を伸暢し、又之を安固にしたるものなり。即ち民主的君主政治の一種たるべきものにして、国民進歩の自然に適せざるべからざるものなり。¹⁰⁾

このように立憲君主制を積極的に理解する久津見は、当時の日本が理想的な立憲君主制にはなっていないと批判はしているが、立憲君主制としての当時の日本という国家の問題性を吟味するまでには至っていない。また、個人の発達を重視している

点も久津見の教育観を理解するためには重要である¹²⁻¹⁶⁾。

さて、小学校教育を国民教育と押さえた上で、「一人前の人」=国民として恥しくない「一人前の国民」を養成するための教育であるから、家庭でも小学校教育の方針に一致して、子どもを教育することを第一義としなければならないと、次のように説明している。

小学校の教育は／ 国民教育 と云って、先づ普通一般に国民として羞しからぬ人としやうとするにある。然し一人前の人となれば即ち一人前の国民なのだ。人の道を往かねばならぬことを知って居るものは、国家に対して不忠不義を働く筈はない。却て国家に対して其守るべき法は之を守り、其為すべき義務は之を行ふに躊躇しない。であるからして小学校の教育が国民を養成するにあれば、親たるものは之に一致の運動を取って、そして其子を人の道を歩むの人にすることを心掛けて、そして教育しなければならぬ。それを父母が子供を教育する所以の第一義としなければならぬ。¹¹⁾

一つ前の引用の冒頭に、国民の進歩は一人ひとりの国民の発達による、より発達した国民が国家を組織することで、国家も進化するという発想がみられた。久津見は、一人ひとりの発達を重視し、その発達を促すものが国民教育であるとしている。したがって、発達のための国民教育をすべての子どもが受けることはとても重要なこととなる。

その大事の相続人なる上は、これを能く教育して 次の世 は今の世よりも一層も二層も善い社会に為さねばならぬ。（中略）それ故に社会が子供の権利を保護するのも、一層大にせねばならぬ。一切の子供は無賃、無月謝で教育を受けることが出来るやうな仕組の教育制度を造るの義務がある。此義務を尽さない社会は、未だ社会たるの本務を全うしたもとは云へない。国家も亦同様で、責めては小学校だけでも、無月謝にしたいものと想ふ。親たるもの、社会たるものは、斯の如くに子供が教育を受けやうとするの権利を保護して、充分に之を／ 主張させる義務 がある。此義務を果さうと云ふには、どうすれば宜いか、社会は充分に学校を造って、之に子供を自由にはいることを得させ、社会の風俗を

も善くして、それからしても善い感化を子供に得させるやうにするにある。親たるものは子供を其学校に入れ、其教育の方針と一致して、そして
家庭の教育 を充分にするにある。^{注12}

このように久津見は、小学校の無償化、子どもの教育における国家の責任に言及することになる。

ここまで説明してきたように、堺は、将来の社会を担う子どもがもつ普遍的価値としての人権を認め、さらに子どもの無限の可能性を信じ、そのための教育の重要性を述べていた。一方、久津見は、「立憲君主制」という国家（もちろん、久津見が当時の日本を彼の理想とする「立憲君主制」であるとみなしていたわけではない）を発展（進化）させるための教育という発想から教育の重要性を述べていた。この両者の相違は、すでに引用した文章にも出てきているが、家庭観、特にその中に含まれる家庭教育観を見ると、それがより明確になると思われる。

IV. 家庭観・家庭教育観

本章では、堺と久津見の家庭観、家庭教育論をみていくが、それを通して、両者の「家庭教育」論とこの時代に主流となる家庭教育論との比較をも行ってみたい。

堺は、家庭について以下のように述べている。

民法は、わが国旧来の家族制度の皮をかぶっているので、とうてい今後の家族を説明するには足らぬ。今後の社会は家族を単位とせずして個人を単位とする。家というものが代々伝わってゆく訳ではなく、一人の男子と一人の女子とが結婚して、そこで新たな家を作ってゆくのである。^{注13}

家風 をもって家族に感化を与えるのがすなわち家族の教育である。家風とは（中略）昔では先祖代々からの習慣気風をさしたのであるが、今では新家庭を作った新夫婦の新制度、新気風でなければならぬ。新夫婦の新制度、新気風といえ、夫の職業柄および主義方針をもととして、それに夫婦の気質性情が加わって、その家に一種特別の風ができたものでなければならぬ。家族とは、子供、老人、雇人、同居人などをさすのであるが、子供のことは別に十分に言わねばならず、老人は過去の人で家風以外に置かねばなら

ぬ場合もあるので、ここに家族と言うは、主として雇人と同居人とをさすのである。^{注14}

堺は、社会の単位としての一人の男子と一人の女子が結婚して作ったものが、これからの家であるとし、その中での教育を、子どもの教育に限っていない。新家庭をつくった夫の職業や主義方針、夫と妻の気質性情が醸し出す家風によって、子ども、同居人、雇人を教育することが家族の教育であると述べている。もちろん、子どもの教育は、家族の教育の中でも重要なものとして説明されている。夫の職業や主義方針、気質や性情によって家風は異なるので、家族の教育も多様であってよいということになる。ここには、家庭教育を子どもに対する教育に限定し、学校教育を補完するという考えは見られない。

それでは、久津見の場合はどうであろうか。

教育は大別して、体育、智育、情育、意育の四つに分ける、そして又それを家庭教育と学校教育との二つに分ける、家庭の教育は重もに体育と情育、意育の一部にあつて、智育は学校教育の本領としてある。^{注15}

温乎たる家庭の愛情 である。（中略）此愛情があつて、此家庭教育を行ふ。初めて其効果が見えやう。一言で之を覆へば、以上に説いた所を温乎たる愛情を本として、そして適当に行ふにある。左もなくば家庭の教育は却て子供を賊ふことがあらう。^{注16}

大体に於て能く学校教育の方針に一致して、それに助力し、又其不足を補ふて往くことに力める。所で学校教育には、徳育もある、情意もある。

（中略）其主たる所は智育にある。（中略）子供が物知りになる云ふ上に就ては、学校教育は慥に機能がある。けれども其知った所を行ふと云ふ断になると、学校教育丈では余程六づかしい。であるから此児童時代に於ける家庭教育は、之を補ふて其知ったことを／実行に現はさせる

ことを教へるが宜い。（中略）家の内外で事に触れ物に応じて、学校で教へられたことを喚ひ起させる工夫をするのだ。^{注17}

学校で命ぜられた事柄は正しく行はせるやうにしなければいかぬ。そして時々父母兄弟が学校

を／参観して、学校内に於ける其子供の挙動を察し、又教師からも其成績品行を聞き、己れよりは家にある時の様子を教師に語って、互に一致して悪い性癖はこれを矯め直す工夫をし、善い所は奨励するやうにするが宜い。^{注18}

久津見の家庭教育の方法には、先行研究で明らかにされている日清戦争後に成立し、1900年代以降に普及した学校教育の補完としての「家庭教育」イデオロギーの内容がすべて含まれている。

久津見の国家の捉え方を考えると、同時代の国家主義的立場から著された家庭教育論と全く同一と考えてよいかは断定できないが、「家庭教育」論ではなく、学校教育の補完としての家庭教育論であったことがわかる。

V. 「家庭教育」論が示した家庭文化、生活文化

ここまで、堺と久津見の家庭教育に関する著述を、子ども観、国家観（社会観）、教育観、家庭教育観などの視点から比較してきた。そして、さらに検討しなければ断定はできないが、堺の「家庭教育」論、久津見の家庭教育論という一応の結果を得ることができた。そこで、本章では、堺が「家庭教育」論の中で、子どもの教育に関わってつくり出そうとした家庭文化、生活文化について触れておきたい。

家庭の和楽 とは夫婦、親子、兄弟等の間の真の親愛の情が、色に、形に、現われたところを言うのである。（中略）親愛の情は春の日の暖かさで、和楽とは春の日の光と微風とである。／春の日の光と微風 とが家庭に満つれば、その光に照らされて、その微風に吹かれて、そこにさまざまの花が咲き出でる。その花の色をめでて、その花の香にひかれて、ちょうが来る、はちが来る、鳥が来る。／ちょうとはちと鳥 とは親戚と友人と隣人とである。かくて家庭が真に極楽のごとくになるのである。^{注19}

一家だんらんの趣 は最も多く食卓の上に現われる。（中略）一家の者が一つの食卓を囲んで、相並び、相向って、笑い、語り、食い、飲む、これがもし無いならば、家庭の和楽の半分は減じてしまふであろう。（中略）腹がすくから飯を食うといえ

ば、食事はただこれ人生生活の必要で、別に何の味わいもなく何の楽しみも無いこととなるが、すべて人間のことはからだの欲に心の情が伴うもので、必要半分に趣味半分、住居にしても、着物にしても、それであるから、食事とても同じこと、腹をふくらすばかりのためでないはむろんである。そこで前に言うごとく、食卓の上には努めて一家だんらん和楽の趣を現わすようにして、なるべく食卓を楽しむの風を養うがよろしい。^{注20}

来客に二種がある。利益のために来る客と人情のために来る客とがある。（中略）人情のために来る客は指で数えるほどより無いけれど、一人来れば光を添え、二人来れば暖かさを増す。迎える人の心がよければ来る人の心もよい、こちらで打ち解ければ、あちらも打ち解ける。よき人の打ち解けて話すほど、うれしい、楽しい、頼もしいものがまたあろうか。^{注21}

我らはなるべく多く家庭の宴会をはやらせたいと思う。（中略）友人や親戚の間の、五人、七人、一〇人、一五人の小宴会は家庭においてできぬはずはない。^{注22}

家庭の様子や家庭文化に関する文章を上四つ示した。ここには、親戚や友人や隣人が集まる場としての家庭、家族によってなされる一家団欒や和楽の場としての食卓の様子、人情によって訪れる来客、家族以外の人々も加わる家庭での小宴会が画かれている。これらに特徴的なのは、家庭の和楽を中心としながらも、それが家族以外の人々にも広く開かれている点であり、理想を論じた部分ではあるが、社会に開かれた家庭、家庭の延長としての社会の姿を示している。

次に、生活文化として、堺が提案するのが「子供の日記」である。

教育のための日記 はすなわち子供の日記であるが、子供の日記は必ずしもすべて教育のためではない、趣味のため、慰みのための分量もはなはだ多い。子供の日記は言うまでもなく母親の任務で、出産の時から書きはじめてもよい、妊娠中から書きはじめてもよい。（中略）かくて子供が五つになり、一〇になり、一五になる、その間には、夫婦で日記をくりひろげて子供の事を語りあう面白さもあろう、今は大きくなった子供の頭

をなでながら、その小さかったころの事を思いだして、いろいろ語りあう楽しさもある。その楽しさ、面白さの外に、かく子細に注意して日記をつける結果として、その子の体質と性質とが明らかになってくる。これが教育上に非常な利益である。体質などのことは医者に相談せねば十分に分らぬはもちろんであるが、それにしても、医者の参考になることもあるし、また医者までもなく種々気をつけうる場合もある。性質のことになれば、これは言うまでもなく親たちが最も深く気をつくべきことで、いかなることが長所で、いかなることが短所であるか、いかなることを矯めなおすべきであるか、いかなるところを勧めはげますべきであるか、日記はこれを教えるであろう。また、子が二〇になり三〇になってひげなどはやして立派な男になっているのに、その子供の時の日記を見せてやるなどは、実に言うに言われぬ面白さであろう。面白さばかりではない、そのひげのはえた人に、自らの身体と精神との来歴を知らせて、それによって大いに将来を計るの便を得しめるであろう。また、子が七つ八つになり、一〇ばかりもなれば、少しずつ自分で自分の日記を付けさせてみるがよい。趣味のためにも、教育のためにも、これは実に望ましいことである。^{注23}

堺の提案した「子供の日記」を、下の学校教育の補完としての家庭教育の中で必要とされる子どもの日記と比較する時、教育のためばかりでなく、趣味として、慰めとしての日記が、いかに豊かな生活文化を生み出すものであるかは一目瞭然である。

子供の誕生から四五歳になる迄の間、毎日々の事を日誌にして置きますのは種々の点に附いて利益になりますから、親御達は是非お試なさるやうに致たい。(中略) 独逸の生理学者のプライヤルと云ふ人は、自分の子供が生れ落た日(ママ)から以来三年間、明細に日誌を附けたです。其の方法を見ますと唯泣いたり、笑ったりした丈けのことを書くではありません。皮膚(触覚)は如何。眼(視覚)は如何。耳(聴覚)は如何。口(味覚)は如何。鼻(臭覚)は如何。腹はすいて居はせぬか(機体覚)如何かと観察しまして、其の様子を一々日誌に附けるのであります。ですから生れ初には、身体へは如何感じてをったとか、耳は何日立つてから聞へたとか、眼はいつ頃から見えたとか云ふ事が其の日誌で略分るのです。

之は其道の学者のした事故勿論立派で、他の人には真似は出来ませんが、併し略ぼ此方を学んだら宜からうと思はれます。世の親御達で児童の日誌を付けてをらる方々、附けられやうとしてござる方はどうか此方法に学んで精密な観察で日誌を作られたいものだと思ひます。¹¹⁾

VI. 今後の課題

堺利彦と久津見蔵村の家庭教育に関する著述を比較した結果、堺のそれが学校教育の補完としてではない「家庭教育」論であり、久津見のそれは学校教育の補完としての家庭教育論であると考えられるという一応の結果に至ったことはすでに述べた通りである。

1900年代の日本においては、将来の社会の姿とそのための教育のあり方を見通したところに「家庭教育」論が成立していた。そして、その「家庭教育」論が示す家庭像は、「家庭の和楽」のための食卓を囲んでの「一家だんらん」を重視するなど、近代日本に成立した<近代家族>の家庭像と重なるものであった¹⁵⁾。しかし、その家庭は、同居人や雇人を家族に含むだけでなく、家庭以外の外界に閉じられず、親戚、友人や隣人といった来客にも開かれていた。そして、来客との談話や宴会が、「家庭の和楽」の一部ともなっている。

また、子どもの教育に関わる新しい工夫として「子供の日記」が提案されている。久津見も「子供の日記」を提案しているが、その主たる目的は児童研究としてのそれであり、書くべき内容も医学的、生理学的視点からのものであった。しかし、堺の「子供の日記」は、教育的意味を強調せず、「家庭の和楽」の材料としてという意味づけが強い。

本論文での検討を通して得ることができた「家庭教育」論がつくり出そうとした家庭文化、生活文化をまとめると以上ようになる。

今後は、同時代の「家庭教育」論をさらに掘り起し、それらが「家庭教育」論が成立した背景を解明すること、加えて、「子供の日記」の他に提案されている家庭文化、生活文化を見つけることを課題としたい。

注

- 注1 堺利彦(1870-1933)、福岡県犀川大坂生まれ。その後、福岡県豊津へ。旧小笠原藩士の家、下級武士。幕末から明治維新の社会変化で家は没落した。小学校、中学校は優秀な成績。上京し同人社、共立学校で学び、1887(明治22)年第一高等中学校合格。学業を怠り始め、除籍。養家からも離籍。長兄の死により20歳で家を継ぐ。高等小学校英語教員を経て大阪毎朝新聞社入社し文筆活動。1899(明治32)年万朝報社入社。1903(明治36)年4月『家庭雑誌』発刊。同年10月非戦論を主張し、万朝報社退社。同年11月週刊『平民新聞』発刊。1904(明治37)年4月『平民新聞』の筆禍で巢鴨監獄(軽禁錮2か月)、1908(明治41)年赤旗事件で千葉監獄(懲役2年)、1910(明治43)年9月に出獄し、同年12月売文社を創業。社会主義の冬の時代に、社会主義思想を守った人物とされる。(藤枝充子「堺利彦『家庭の新風味』とその読者(その1)」『東京純心女子大学紀要』第15号、(2011))。
- 注2 久津見蕨村(1860-1925)、江戸神田生まれ。幕府旗本の家。幕末から明治維新の社会変化で家は没落。小学校廃学後、学校には通わず、弓馬を父、漢籍を母、英語を米人宣教師から学ぶ。1882(明治15)年の東洋新報社をかわきりに、新聞記者として、翻訳や論説を執筆。1897(明治30)年、万朝報社に論説記者として入社。『平民新聞』にも寄稿。個人主義的無政府主義者。日本の「児童研究」の開拓者の一人、早い時期に「子どもの権利」概念を明確に提示し得た人物とされる。(藤枝充子「1900年前後における先進的教育論-久津見蕨村を事例として-」『人間社会研究科紀要』第4号、日本女子大学、(1998))。
- 注3 文献7)、本論文では『堺利彦全集』第二巻、法律文化社、1971(昭和46)年に所収されているものを使用した。引用pp.28. 頁上。引用文中の下線はすべて引用者が付した。
- 注4 文献7)、pp.154-156。
- 注5 文献8)、pp.20-22。
- 注6 文献7)、pp.163。
- 注7 文献7)、pp.160-161。
- 注8 文献7)、pp.27。
- 注9 文献7)、pp.162-163。
- 注10 文献7)、pp.159-160。
- 注11 文献8)、pp.33-34。
- 注12 文献8)、pp.24-25。
- 注13 文献7)、pp.27。
- 注14 文献7)、pp.148。
- 注15 文献8)、pp.71。
- 注16 文献8)、pp.82。
- 注17 文献8)、pp.99-100。
- 注18 文献8)、pp.108-109。
- 注19 文献7)、pp.121。
- 注20 文献7)、pp.122。
- 注21 文献7)、pp.123。
- 注22 文献7)、pp.125。
- 注23 文献7)、pp.68-69。

文献

- 1) 小山静子「『家庭教育』の登場-公教育における

- 『母』の発見」『規範としての文化-文化統合の近代史』平凡社、(1990)。後に、小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、(1991)。
- 2) 山本敏子「<家庭教育>創出のシナリオ」寺崎昌男、編集委員会編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、(1993)。
- 3) 藤枝充子「明治後期における家庭教育論の研究-1890年代から1910年前後までの家庭教育書を中心として-」日本女子大学大学院提出修士論文、(1995年度)。
- 4) 高島平三郎『家庭教育講話』静岡市教育会、(1903(明治36))、pp.16。
- 5) 日本済美会編(代表今井恒郎)『家庭及教育』東海堂、(1906(明治39))、pp.20-21。
- 6) 小林輝行『近代日本の家庭と教育』杉山書店、(1982)、pp.235。
- 7) 堺利彦『家庭の新風味』内外出版協会、(1901(明治34)~1902(明治35))。
- 8) 久津見蕨村『家庭教育 子供の志つけ』前川文栄閣、(1901(明治34)年)、pp.8-10。
- 9) 久津見蕨村「蕨村漫録(三) 国家の民心に干渉すべき程度」『教育壇』第5号、(1897(明治30)年6月10日)、pp.84-85。
- 10) 久津見蕨村「国家の変遷と其教育(承前)」『天地人』第8号、(1898(明治31)年8月2日)、pp.25-28。
- 11) 久津見蕨村「子供の日記」『愛国婦人』第102号、(1906(明治39)年4月20日)、pp.4。
- 12) 雨田英一「久津見蕨村の教育思想-その国家教育の思想-」『東京大学教育学部紀要』第20巻、(1980)。
- 13) 中村弘行「『個人的無政府主義』の形成過程-久津見蕨村の『教育』観-」『教育学研究集録』第4集、筑波大学教育学研究科、(1981)。
- 14) 雨田英一「久津見蕨村の『教育と生存競争』の思想-明治後半期における社会ダーウィニズム的教育論-」『教育学研究』第51巻第2号、(1984)。
- 15) 雨田英一「競争と選抜の思想-生存競争と自然淘汰-」寺崎昌男・編集委員会『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、(1993)。
- 16) 藤枝充子「1900年前後における先進的教育論-久津見蕨村を事例として-」『人間社会研究科紀要』第4号、日本女子大学、(1998)。
- 17) 山本敏子「日本における<近代家族>の誕生-明治期ジャーナリズムにおける「一家団欒」像の形成を手掛りに-」『日本の教育史学』第34集、(1991)。

付記:本報告は、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(基盤研究C)「近代日本における家庭教育論の成立と展開-保育所保育独自の意義と役割の開明の為に-」(課題番号24531025)の研究助成を受けて行っている研究の一部である。